

議事日程 (4)

平成29年6月16日 午前10時00分開会

日程第1 発言の取り消しについて

- 第2 議案第32号 芦屋町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第33号 芦屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第34号 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第35号 芦屋港活性化推進委員会設置条例の制定について
- 第6 議案第36号 町道の路線認定について
- 第7 議案第37号 平成29年度芦屋町一般会計補正予算 (第1号)
- 第8 議案第38号 平成29年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
- 第9 議案第39号 新後水団地建設工事 (建築) 請負契約の締結について
- 第10 承認第1号 専決処分事項の承認について
- 第11 承認第2号 専決処分事項の承認について
- 第12 発議第3号 北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験に強く抗議する決議について
- 第13 議案第40号 芦屋中学校空調設備改修工事 (設備その1) 請負契約の締結について
- 第14 同意第6号 芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 第15 同意第7号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第16 同意第8号 芦屋町農業委員会委員の選任同意について
- 第17 同意第9号 芦屋町農業委員会委員の選任同意について
- 第18 同意第10号 芦屋町農業委員会委員の選任同意について
- 第19 同意第11号 芦屋町農業委員会委員の選任同意について
- 第20 同意第12号 芦屋町農業委員会委員の選任同意について
- 第21 同意第13号 芦屋町農業委員会委員の選任同意について
- 第22 同意第14号 芦屋町農業委員会委員の選任同意について

第23 同意第15号 芦屋町農業委員会委員の選任同意について

【 出 席 議 員 】 (12名)

1 番 内海 猛年 2 番 松岡 泉 3 番 今田 勝正 4 番 刀根 正幸
5 番 妹川 征男 6 番 貝掛 俊之 7 番 田島 憲道 8 番 辻本 一夫
9 番 川上 誠一 10番 松上 宏幸 11番 横尾 武志 12番 小田 武人

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 池上 亮吉 書記 中野 功明 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治	住民課長	岡本正美
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏	地域づくり課長	入江真二
学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香	競艇事業局次長	藤崎隆好
企画課長	浮田光二	事業課長	木本拓也		

【 傍 聴 者 数 】 3名

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。直ちに本日の会議を開きます。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第 1. 発言の取り消しについて

○議長 小田 武人君

今田議員から、6 月 9 日の会議における一般質問での発言について、お手元に配付しました発言取消申出書に記載した部分が不適切と思われる発言であることから、芦屋町議会会議規則第 6 4 条の規定により、取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。

日程第 1、発言の取り消しについてを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで、今田議員から発言の申し出がありましたので、これを許可します。今田議員。

○議員 3 番 今田 勝正君

おはようございます。

このたび 6 月 9 日の一般質問の中で不適切と思われる発言をいたしましたので、発言の取り消しを申し出ました。今後はこのようなことがないように、発言には十分注意してまいります。また、皆様には御迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。まことに申しわけありませんでした。

○議長 小田 武人君

お諮りします。

この発言取り消しの申し出を許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。日程第 2、議案第 32 号から、日程第 12、発議第 3 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの

審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に、審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

報告第9号、平成29年6月14日、芦屋町議会議長、小田武人殿、総務財政常任委員会委員長、松上宏幸。

総務財政常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案番号、議案名、審査結果について報告します。

議案第32号、芦屋町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、賛成多数により原案可決いたしました。

議案第33号、芦屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成多数により原案可決。

議案第34号、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成多数により原案可決。

議案第36号、町道の路線認定について、満場一致により原案可決。

議案第37号、平成29年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）、賛成多数により原案可決。

承認第1号、専決処分事項の承認について、満場一致により承認。

発議第3号、北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験に強く抗議する決議について、一部修正の上、満場一致により可決。

修正、発議第3号については、次のとおり修正するということで修正分を皆様方のお手元に配付しておりますので、それを御参考に見ていただければありがたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長 小田 武人君

次に、民生文教常任委員長に、審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 貝掛 俊之君

それでは報告いたします。

報告第10号、平成29年6月14日、芦屋町議会議長、小田武人殿、民生文教常任委員会委

員長、貝掛俊之。

民生文教常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第37号、満場一致により原案可決。

議案第38号、満場一致により原案可決。

議案第39号、満場一致により原案可決。

承認第2号、満場一致により承認。

以上、報告終わります。

○議長 小田 武人君

次に、芦屋港湾活性化特別委員長に、審査結果の報告を求めます。芦屋港湾活性化特別委員長。

○芦屋港湾活性化特別委員長 辻本 一夫君

報告します。

報告第11号、平成29年6月15日、芦屋町議会議長、小田武人殿、芦屋港湾活性化特別委員会委員長、辻本一夫。

芦屋港湾活性化特別委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第34号、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成多数により原案可決。

議案第35号、芦屋港活性化推進委員会設置条例の制定については、修正、第3条第1項中「18人以内」を「20人以内」に改めるということで一部修正をし、賛成多数で可決しております。

議案第37号、平成29年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）、賛成多数により原案可決。

以上です。

○議長 小田 武人君

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。

書記に朗読を命じます。書記。

[朗 読]

.....

平成29年6月14日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

総務財政常任委員会委員長 松上 宏幸

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、「道路整備に関する件」、「橋梁に関する件」、「国道495号線に関する件」、「芦屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成29年6月14日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

民生文教常任委員会委員長 貝掛 俊之

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「国民健康保険に関する件」、「保健及び健康づくりに関する件」、「子育て支援に関する件」、「福祉政策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、「公営住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成29年6月14日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会広報常任委員会委員長 川上 誠一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「町議会だよりの編集及び発行に関する件」、「町議会のホームページの管理及び運用に関する件」、「議会放映の管理及び運用に関する件」及び「その他町議会の広報に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成29年6月14日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会運営委員会委員長 横尾 武志

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

順不同、どうでもいいよね、これ。この聞くのは。32号から1つずついくわけじゃないで、どこでもいいわけ、議案の。

○議長 小田 武人君

順番はよろしいです。

○議員 11番 横尾 武志君

じゃあね、総務財政委員長にお伺いいたします。発議第3号、北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験に強く抗議する決議、これの中で、総務財政委員会では、慎重審議をされたと思いますが、この外交問題が入っております。外交問題の決議とか意見書は、自分の町の、芦屋町の公益にかかわることであっても自治省にあっては、国の外交政策に関連し、交渉に影響を及ぼすということで自制しなさいと、そういう話は委員会ではされたんですか。そういう国の方針を。

○議長 小田 武人君

松上委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

それにつきましては、事務局のほうからそういうことだという説明を受けております。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

説明を受けたやなくして、委員会でそういう問題があっても、なおかつ出すということなんです。これは、自治省はそういう通達をしているけど、そういう各町、市町村、全国の市町村は、今、議員の資質が変わっておりますから、何でも出す。何でも意見書を出す。そういうことをやめてくれということと言うとるんやけど、なかなか各町村が聞かない。そこで今度は、外務省は自治省に対して、もっと厳しく外交問題に関しては慎むようにということをやっております。そして今度は自治省から全国市町村議会にそういうことは慎みなさいと、やめなさいと。外交問題にはまず各町の公益も少しはあるだろうけど、そういうことを遠慮してくださいよという通達が来ております。それでもなおかつ芦屋町は出すということで決めたんですか。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

やはり、そういう情勢については、私どもは十分な説明を受けておりますし、そういうことのないようにということを慎重に検討しながら、この議案書を作成したわけでありまして、したがって、当初の原案を修正して、このように問題ないような形で提案をしたということでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

そういう国の方針を議論したのか、せんのかです。したのですか、していないのですか。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

これは非常に大事なことなので、その条文についてどうなのかということを経済局にただした上で、その内容も検討しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかに。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

同じく発議第3号についてお伺いいたします。今、御説明がありましたように、横尾議員からも質問がありましたが、昭和38年8月29日当時の自治省からの通達文で、そのようなお話があった、通達文があったということでありまして、外務省からの通達文についても、そういった要請が行われているというところでありまして。

修正が行われたということで、修正文が今、先ほど私の机の上に置いてあったわけですが、これを見ますと、内容的には、政府におかれましてはという御意見の中で、政府に対しての要望がしっかりと書いてあります。これは決議文として、意見として総務財政のほうで議論されたのかどうかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

そのとおり、総務財政常任委員会の中で慎重に検討しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

それではですね、この決議なんですけども、今後、これからすると意見書に変わりつつあるような状態になりつつあると思うんですけど。その点について、御意見等あったのかどうかをお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

そういうことについては、意見は出ておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

3件目ですので、これで終わらせていただきますけども、この決議文の採択に当たって、この決議文が影響を及ぼす程度についての御意見はいかがだったのでしょうか。お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

今の意味がよくわかりませんでしたので、もう1回説明してください。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

この決議を採択した後ですね、この決議文が内外に及ぼす影響についての検討はなされたのかどうかをお伺いいたします。

以上です。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

内外についてということでございますが、私どもといたしましては、その当地の、芦屋町の住民として、やはり安全・安心を確保すると、そういう意味で議論しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

先ほどから聞いていますけども、この外交問題、今、修正も見させていただいておりますが、提案されたときに話も出ておりました。要はこの国際社会含めてですが、芦屋町の、先ほどから出ています市町村の公益に関することであればということが一つあったと思いますけれども、現実的にこの決議をする意義について協議されたのかどうかをお尋ねします。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

すみません、もう1回説明してください。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

協議された中で、この決議文について、決議する意義について協議されたかどうかをお尋ねします。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

これは当然その意義については、みんなで検討して、修正文のようにいろいろなことも含めてですね、原文でいいのかどうなのかということから含めて検討して、この修正案を出したところでは。これについて、問題があれば、さらに皆さんの意見を入れて、取り入れて修正するということについては可能だと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

そのために委員会が開かれたと思います。

ではですね、町民にとってどのような影響が、この件で町民に対しての影響について協議されたかどうかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

それが、まさにそれが一番の本分ですから、町民に対する影響ということをも十分考えた上で検討したということでございます。特に新聞等でもございますように、北朝鮮が言っているのは、日本も最近そういうふうなこともやりたいと、やるというようなことまで公言しておりますので、そういう面では芦屋町、基地がある住民として、非常に危機感を持っておるということでございます。以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

これ、外交問題ですけども、これは芦屋だけじゃないんですね。日本の国家、国土を守る。これは国政の役割でもあるわけです。国政は既に動いている。その中で、この意義があるのかというふうに私は思っています。そういう中で、提出先は政府のどこなんですか。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 松上 宏幸君

出す方向までは、これ一応、議長一任ということにしておりますので、後ほど議長のほうからそういう話があればお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。なお、芦屋港湾活性化特別委員長に対する質疑につきましては、この特別委員会には全議員が所属しているため、質疑を省略いたします。以上で質疑を終わります。

ただいまから、討論及び採決を行います。

まず、日程第2、議案第32号の討論を許します。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

議案第32号、芦屋町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての反対の討論を行います。

この条例は提案理由の説明でもありましたように、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の一部改正する法律の施行に伴い、マイナンバーを含む個人情報の情報連携にかかわる条例改正です。

私はマイナンバー制度については国民には不要で危険な制度であり、一貫して運用状況を検証し、制度の見直し、中止に踏み出すことを求めていますので、この議案に対しては反対いたしま

す。

以上です。

○議長 小田 武人君

賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第2、議案第32号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第32号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第33号の討論を許します。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

これはですね、議案第32号に関連する議案と思いますので、32号と同じ理由で反対をいたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第33号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第33号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第34号の討論を許します。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

議案第34号と議案第35号、それに議案第37号は関連性がありますので、議案第37号において反対討論をしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第34号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第34号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第35号については委員会からの修正案についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第35号について、委員長報告のとおり、原案を修正の上、可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第35号は、原案を修正可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第36号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第36号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第36号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第37号の討論を許します。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

先ほど申しましたように、議案第34号、議案第35号、関連しておりますので、この議案第37号、平成29年度芦屋町一般会計補正予算について、関連した形で反対討論を行います。

昨年1月に議会が設置した芦屋港湾活性化特別委員会が、先日の6月12日に久しぶりに開催されました。その中で、今回議案が3つありますが、芦屋港活性化の推進についてと題して3つの議案について企画政策課から提案説明がありました。説明会の中では、議員の中から議会の特別委員会、昨年結成した特別委員会と今回設置されます芦屋港活性化委員会との整合性はどうか。特別委員会をないがしろにしているのではないかというような意見が出されましたが、私も全くそのとおりです。

特別委員会は、議会が設置しました特別委員会は、昨年8月の暑いさなか、12名の議員が2班に分かれて、関東地区方面の神奈川県葉山港、日本のヨットの発祥地と言われている港なんですね。それから、千葉県館山市。関西方面は私たちが行ったわけですが、ボートパーク広島、大阪市南港魚つり園、泉佐野漁港青空市場、泉佐野関空マリーナ、鳥取県ボートパーク及び海鮮市場などを視察してきました。成果や課題についてさまざまなことがありましたが、反省会も行いました。

その後、芦屋町は議会とのすり合わせもなく、まずは突如として、芦屋港活性化推進委員会を設置するという提案を聞いて、私たちは耳を疑いました。2日後の14日、活性化特別委員会が再度開催され、整合性を保つということが、企画課から新たに3点の案が提案されました。

1つには、芦屋港活性化推進委員会の会議資料などを毎回、全議員に配付する。2つ目は必要に応じて、特別委員会を開催してくださいとの要請。3つ目は素案のまとめ前には、事前に特別委員会を開催していただき、事前説明をしますというものでした。そして今回、追加として、修正案としてですね、町議会議員2名を4名にするというもので、条例の組織委員会18人以内から20名をもって組織すると変更されたようです。議会の要望に応えたものであると評価されたと推察します。

しかし、私は順序が間違っているのではないか。しかも時期尚早であるとして、私は反対せざるを得ません。なぜなら、議会議員が視察に行った関東、関西地方の港や港湾は、芦屋港と比べものにならないほど規模が大きく、芦屋港の場合、ボートパーク、マリーナなどは事業主体が県であれ、芦屋町であれ、民間事業者であれ、指定管理制度であれ、事業が成り立つのか。視察した港とは雲泥の差があり、驚きを隠すことができませんでした。周辺地域は歴史的観光地が多くあり、高額所得者の住む地域が多くあるようでした。魚つり公園、鮮魚市場などは観光客やレジャー客でにぎわっていたが、芦屋港は小さい港の上、ほとんど海砂の荷揚げ港です。しかも芦屋町や背後地の自治体は、少子高齢化が急速に進んできています。したがって商業ゾーンとかイベ

ントゾーンとか、そういうふうな形で観光レジャーとして施設を設置しても活用する人が本当にいるだろうかという疑問に思うのです。

今回、町が提案する芦屋港活性化の推進内容は、概要を申しますと、芦屋港活性化を推進するに当たりということで、今度マーケティング調査をやったり、管理運営に関する詳細検討を行ったり、さまざまなことをするわけでしょうけれど、本当に芦屋町の港ですね、これが設置可能であろうかというようなことを疑問に思います。条例まで制定して立ち上げる芦屋港活性化推進委員会は、平成28年2月から3月にかけて検討した県主催の芦屋港活性化検討委員会の暫定案や将来案を具体的に進める際に当たっての課題をどう解決するかといった内容で、審議されていくと思われま。

町は3つの議案を提案する前に、県が進めてきた芦屋港活性化検討委員会の芦屋港の現状と課題という冊子の説明や、課題について、なぜ議会に事前に説明してこなかったのか。順序が逆ではないかと。まさに議会をないがしろにしていると言われても仕方がなかったのではないかと思われま。この推進委員会のために、一般会計補正予算の芦屋港活性化推進委員会の委員報酬が29万2,000円、費用弁償23万5,000円、そして芦屋港活性化推進支援業務委託料は、コンサルタント料を支払うのでしょうけど、まだ未定ですが、数百万円に達するものと思われま。

思い出していただきたい。過去、芦屋港湾一体の有効活用と活性化事業として平成2年、芦屋タウンリゾート計画を県と芦屋町が打ち出しました。その計画の具体的内容が議会や町民に知れ渡るとともに反対運動が高まり、住民投票条例制定運動にまで発展したことには、記憶が残されていると思います。計画が頓挫した後に、新たなるリゾート計画見直し案が、平成5年にマリーナつき人工島構想が芦屋町から出されました。町民の反対の声と県は事業主体にはならないと決定した途端に頓挫してしまったと記憶しています。この2つのためにどれだけの労力と時間と税金をつぎ込んだか、また第3セクター解散時の賠償金支払い、町民に対する迷惑料など損失は計り知れないのです。しかも責任は誰もとらなかったんです。

今回の議案が可決され、実働することになると思われまますが、税金の無駄であり、浪費多くして効果なしとなることが必然と思われま。しかも、企画政策課職員の時間外労働は大になりそうな気がいたします。私はこの3つの議案が議会と議論を尽くすことを怠った、まさに行政主導型の提案であると考え、反対いたします。

○議長 小田 武人君

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第37号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第37号は、原案を可決することに決定いたしました。次に、日程第8、議案第38号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第8、議案第38号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第38号は、原案を可決することに決定いたしました。次に、日程第9、議案第39号の討論を許します。

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第9、議案第39号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第39号は、原案を可決することに決定いたしました。次に、日程第10、承認第1号の討論を許します。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

承認第1号、専決処分事項の承認につきまして、反対討論を行います。

芦屋町税条例の一部を改正する条例は、第一の問題として、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに問題があります。配偶者特別控除の対象となる配偶者の給与収入額を年収103万の壁を155万円まで引き上げることになっています。今回新たに控除を受ける納税者本人の合計所得

金額が900万円超えから、控除額が段階的に低減され、1,000万円超えから控除の対象外となる仕組みがつけられています。見直しの理由を、就業調整をしなくてもすむ仕組みを構築するためとしていますが、就業調整には健康保険の被扶養者の所得制限額や民間企業の家族手当の支給基準などの多様な要因があり、この措置のみでは不十分です。

もともとは、与党税制調査会の検討では、配偶者控除そのものを廃止し、別の控除の代替措置の創設としていたものが見送られ、今回の見直しが当面の対応として出されたものであり、問題があります。

第二に軽自動車税グリーン化特例の見直しの問題です。この見直しは27年4月から始まった軽自動車税グリーン化特例を今回29年4月1日から31年3月31日までに新規取得した軽自動車等について、燃費機能に応じて取得した翌年の税を軽くするものです。燃費性能のいい新車を購入した人は税が軽減されますが、古い車を大切に乘っている人は税が重くなります。一般的なデータで見ると、新車の減税対象車台数と税の重たくなる古い車台数の比率は1対3となっており、古い車のほうが多く、住民負担がふえている実態があります。

以上のことから町民負担となる税条例の一部改正には反対いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第10、承認第1号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、承認第1号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、承認第2号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第11、承認第2号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、承認第2号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、発議第3号については、委員会からの修正案についての討論を許します。
松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

発議第3号修正分でありますけれども、北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験に強く抗議する議決についてであります。反対の立場で討論いたします。

北朝鮮のミサイル開発は、我が国の安全保障にとって極めて重大な問題であります。先日、北朝鮮は標的を在日米軍基地に限定せず、名指しで日本を含むと言及しております。国の平和と独立を守るため、長年自衛隊で国防の任についておりました私にとっても、北朝鮮の挑発的な行為は決して許せるものではなく、決議文のとおり強い憤りを感じております。政府は北朝鮮の挑発的行為に対しては、テレビ放映であるように、即座に北朝鮮に強い抗議を行っております。また、国連安保理への提訴を初め、関係各国との連携を図っており、我が国の安全の確保に万全を期しているところでもあります。

本件はセンシティブな外交問題であります。地方議会がこのような外交問題に軽々にかかわることは慎むべきであり、特段の配慮をもって望むべき事案だと考えます。また、これに干渉する場合は、それにより生ずる影響なども含め、全責任は議会全体が負うことを理解して望む必要があります。北朝鮮へ断固抗議する気概は全く同意であります。国の外交交渉に影響を及ぼす可能性がある行動は慎重であるべきと考え、本決議に反対いたします。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

発議第3号、北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験に強く抗議する決議案に対して、賛成の討論を行います。

北朝鮮は国際社会の強い警告にもかかわらず、核実験や弾道ミサイルの発射等挑発行為を強行しています。特に5月14日の弾道ミサイルの発射については、国連安保理で協議が続けられているもとで繰り返された許しがたい暴挙です。北朝鮮の行動は、世界の平和と安定にとっての重大な脅威であり、類似の国連安保理決議、6カ国協議の共同声明、日朝平壤宣言に反する暴挙であり、厳しく抗議するものです。この問題の解決の方法は、大惨事をもたらす軍事力行使ではなく、外交的解決しかありません。経済制裁の全面実施・強化と一体に、北朝鮮との外交交渉に踏

み切り、その中で核、ミサイル開発をやめ、その放棄を迫ることが急務だと考えます。

6カ国協議を含め、関係国の対話による解決を図る努力を抜本的に強めることが必要であるという立場から、この決議に賛成いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

発議第3号の北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験に強く抗議する決議について、私は反対の立場から討論させていただきます。

私もこの北朝鮮ミサイルの問題については、強く懸念を持っている一人ではありますが、北朝鮮のミサイルの発射につきましては、日本本土を標的にしていると、この前から報道がなされております。したがって、日本の政府としてもしっかりと国連の理事会、また日米韓の連携及びロシア、中国との調整等々に国を挙げて取り組んでいるという状況は事実だと思います。

私は、芦屋町議会として決議をするならば、国民や町民の安全・安心を守るために国や町執行部に対して、もっと具体的な対策を講ずるべきだとの内容を決議するほうが重要なことではないかと私は思います。したがって本議会に提出されました決議については、私は意味が余りないと考えますし、提案理由の説明の中で、この決議した内容を町民の方にお知らせするという事を考えているという話がありましたこと自体、私はナンセンスだと思います。これはパフォーマンスです。

以上のことから、私は本決議に対して反対といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

私が北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験に強く抗議する決議について、賛成の立場から討論を行いたいと思います。と申しますのも、先ほど来よりお話をこうお聞きすることによって、よく私が昔、おやじなり、おふくろのところね、聞いた言葉に「木を見て森を見ず」という言葉を聞いています。今回、いわゆる出ているその気持ちというのは、誰のためにこれを決議として議会として出していくのかという視点でございます。私自身が感じる部分についてはですね、基本的に外交問題とか、防衛問題とか国がやるべき事務というのは、もう決まっていますし、その内容の中では、マスコミ等で既に報道されています。

しかしながら、現に芦屋町というのは、いろいろな顔というもので、側面的に持っているわけです。基地の町であるということも一つの側面でございます。そうした中で、現実に生活をされている住民の皆さんが、こういった北朝鮮の挑発行為に応じて、いろいろな損失と申しますかね、

営業上のそういったその部分が常にいろいろなところで聞いております。ですから、国は国としてやっていきますけども、町は町としてのそういったものに対して反対していくんだという分野もですね、基本的には、やっぱり私は国に対する後押しになっていくんだと。きちんと住民の皆さんの安心、安全とともに生活上にも影響を及ぼさない、そういった意味合いでの決議という形の中で、中段に芦屋町民の安心と安全を脅かす行為に対して容認することはできませんよと。だから何とかそういった後段の中でまとめてくださいよ。そういった6カ国協議等含めてやってくださいというふうなところで、まとめているわけですから。気持ちはそれを住民の皆様は議会の方向性として、これは反対しているんですよというのが十分に理解されると思いますし、そういった意味合いを兼ねまして、この分については賛成という格好で討論させていただきました。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

発議第3号について、やはり、この問題は国政の問題であり、慎重に取り扱うべきという観点から反対の立場で討論させていただきます。

国の中枢機関は、我々よりもはるかに、マスコミ等で知り得る情報よりはるかに多くの情報を有しているわけでありまして、その中でこの北朝鮮弾道ミサイルあるいは核実験問題を慎重に各国と連携して、協議しているわけであります。この問題は、尖閣問題、あるいは竹島問題、TPP問題とは、はるかに危機感が格段に違う状況であります。我々がマスコミ等でしか知り得ない情報ですね、もって闇雲に、安易にこの問題をですね、取り扱うべきではないと考えます。

最後に、先ほど辻本議員のほうからもありましたけども、質疑の折にこの問題をどうするのかと、広報を使って町民に周知するという発言がございました。私も政治はパフォーマンスではないと考えております。

以上で反対討論を終わります。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

私もこの抗議する決議については、原案の際はですね、さまざまな疑問点や意見を述べさせてもらいました。また、私もこの意見書と決議文の違いもそのときに初めて知りました。でも、以前、議会改革特別委員会の中でですね、意見書を提出する場合、いわゆる外交問題については、できるだけそういうことは出さないと。こういう規制のものがあれば、別ではあろうけれども。ということについての特別委員会ですね、議会改革特別委員会で学んだことを思い出したわけで

すけど。これはあくまでも決議文であると。決議文であるから、芦屋町の議会議員として決議するのであって、これを防衛庁や総理や外務省にですね、提出するかしないかということについては、これは議長に一任というような形で進んできました。だから、そういう手続のこともですね、私も再度確認したわけですけど。

さて、それでこの中身のことなんですね。中身のことは、原案については、確かにマスコミ等から書かれているような内容がふんだんに入っておりますが。私個人としては、この朝鮮問題については、やはり早急に6カ国協議を再開すると。もう相当な前から6カ国協議があつてわけですけど。もう七、八年ですか、再開されていないんですね。それで、ロシアや中国はそういう6カ国協議を再開しようではないかと話し合いのテーブルに着こうではないか、と言うにもかかわらず、トランプ政権がですね、に従った安倍総理は話をする段階ではないというような形で経済制裁をとことんまでやろうとしている。

私はこういう意味で早急に6カ国協議を再開して、平和的な解決を模索すべきであるということと私は目標を置いております。そういう意味で、そのことが我が国の平和と国民の安全・安心ですね、これは芦屋だけには限りません。そういうことで、芦屋町の議会としてアピールするのであって、何らパフォーマンスではないというような解釈をしております。よって私はこの案に対して、修正案に対して賛成いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

先ほどから白熱した議論が飛び交っております。私はですね、この発議第3号、北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験に強く抗議する決議について賛成討論いたします。(発言する者あり) いや、修正したものに対して、いろいろ変わっているから、ちょっと。(発言する者あり) いや、問題ないと思います。(発言する者あり) 修正案に対しての賛成討論です。(発言する者あり) どうですか。

○議長 小田 武人君

ただいまからしばらく休憩いたします。(発言する者あり) しばらく休憩いたします。

午前10時58分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

議案の提出者が討論できるかとの件については、標準会議規則上、禁止規定がありませんので、

当該議会における自主的な運営として議運等の申し合わせにより、提出者に討論を認めることとしても違法ではありませんとなっておりますが、芦屋町議会の申し合わせ等にはございませんので、今後、議運で審査していただきたいと思ひます。

それでは討論、今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

賛成討論を行います。いいですかね、賛成討論、いいでしょ。

発議第3号、北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験に強く抗議する決議について。(発言する者あり)

○議長 小田 武人君

賛成者はできます。(発言する者あり) 賛成者はできることになっております。(発言する者あり)

○議員 3番 今田 勝正君

いいですか。

先月、5月8日、私たち総務財政委員は委員会を開き、弾頭ミサイル落下時の行動について、政府や県からの通達等の報告と有事の際、芦屋町議会としてどのように行動するかについて協議しました。政府やアメリカ、そして周辺国の動きにその緊張感を共有しています。そのような中で、北朝鮮の挑発行為は一向にやむ気配はありません。むしろ、日本に対し、有事の際にはアメリカよりも先に日本列島は丸ごと焦土化すると表明を出しました。

そして、先月ですね、大野城市では県内初となるミサイル落下を想定した避難訓練を実施しました。そのほかの自治体も同様に追隨する予定です。また5月31日には、県内60市町村に対し、ミサイル着弾を想定した避難マニュアルを早急に作成するよう指導がありました。

昨年の4月の時点で、県内18自治体が既に作成済みです。芦屋町はまだですね。県はこの未作成の市町村にはモデル案を示し、支援すると県知事が記者会見で明らかにしました。芦屋町の面積の3分の1を占める航空自衛隊の基地は、町民の生活に密接に結びついています。隊員たちの日々の業務に私たちは敬意を、感謝を示すとともに、町内には有事を心配する家族や友人がたくさん住んでいることを忘れてはなりません。そのようなことで、芦屋町議会としての姿勢を町内外にはっきりと示す上でも満場一致でこの決議を可決していただきたい。そのように考え、私の賛成討論といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

いろいろ賛成、反対の討論、何ですかね、言うこと忘れてしまひよる。

さっきから、まあ通ればの話でしょうけど、提出先ね、提出先どこに出すかも決めていない。議長一任と。それは、総務財政はこの審議をしてそういうことになったかわかりませんが、片一方の民生文教では、何も議長に出すとか、そんなこと議長が決めるとか、そういうことも初めて知りました。そういうことで、議会はうまくいくかな。そうでしょう。議長も提出者の田島君も議会議員であって、自民党の辛うじて自民党の議員やないですか。そういう人が、今政府がこういうことを自重しなさいという町村議会議長会にもお達しをしているところでね、こういうもんはいかなものやろかということを考えて出さないかんのでしょ。それは、議員たる仕事でしょ。

そして、さっきから言う避難訓練でもね、それは避難訓練しても構いませんよ。それをしたほうがいいんですけど。避難訓練をあんまりあおると、かえって住民に不安を与えるんよ。全国民は北朝鮮問題はみんなよくわかっているわけです。どこに逃げろうか。逃げ場所もない。役場に来て役場の横に落とされたら、昔の戦争と違うんですから。壁があるから大丈夫なんて思ったら大間違い。逃げようがないんです。だから余りね、そういうことを芦屋町民にPR、アピールするとか広報に載せたりとか、そういうことを言ってこういうことをしちゃいけない。それならもっと先日からありよる共謀罪か。そういうことに反対するならまだわかります。今、政府はそういうことで、自分とこの町の公益に関係しても、少し遠慮して外交問題は遠慮してくださいというお達しをしとるんやからな。政府は一生懸命外交でやっておる。そういうときにね、こういう決議か何か、どこに出すかわからんような決議案を出すべきではないということで反対します。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

いろいろ賛成反対出てますけども、私も発議第3号について反対の立場で討論させていただきます。

今回この発議が出ております。いろいろ皆様方の意見を聞きますと、私もこの北朝鮮のミサイル発射及び核実験については、憤慨を覚えるところがございます。ただ、この発議の意味。やはり、芦屋町民に対して、こういうことをしてほしいとか、議会としてはこういうことを決めて、こういうような取り組みをしますよというようなものであればいいんですけども。あくまでもこれ、国がやってるものに対して、一町議会として、こういう思いがありますよという、思いを伝えているだけの中身ではないかと思っています。要するに、この発議の中では町民の方々、当然芦屋町は自衛隊を抱えています。そういうような中で、芦屋町民にとってもいろいろな危惧するところがたくさんあるんやないかと。だから、国に対してそれ以上のことを、行動をとってほしいという思いがあると思いますけども、国は国なりに、やはり国政。要するに国の国際問題と

して捉えて、芦屋町議会以上のことをやっているわけですよ。

私がちょっと懸念するのは芦屋町、基地がございます。もしこの決議がひとり歩きして、今までその穏便にこう、芦屋というところに目が行かなかったものが、芦屋という町に目が行った時に、今、北朝鮮どのような行動をとるかわかりませんよね。要するに、安全を思いながら逆に、芦屋町がそのようなターゲットにされる要素もあるわけですよ。全くないとは言えない。だから、この意味を考えたときに、果たして発議する意味があるのかなと。皆さん方の思いは、そう思っているけれども、これ発議して何をするのかと、私は思っているわけですよ。

だから、これは、国がちゃん施策として行っておられますので、やはり国の施策を、要するに見守るべきではないかという思いがしとりますので、一応この案件については反対の討論をいたしました。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第12、発議第3号について、委員長報告のとおり、原案を修正の上、可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、発議第3号は、原案を修正の上、可決することに決定いたしました。

○議長 小田 武人君

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。日程第13、議案第40号から日程第23、同意第15号の各議案については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

[朗 読]

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

連日の御審議大変お疲れさまでございます。

早速でございますが、本日追加提案いたしております契約議案及び人事議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第40号の芦屋中学校空調設備改修工事（設備その1）請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございます。芦屋中学校空調設備の改修工事について請負契約を締結するものでございます。

次に、人事議案ですが、同意第6号の芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、現在の芦屋町固定資産評価審査委員会委員であります小田憲二氏の任期が、平成29年6月21日をもって満了となりますので、再度、同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

小田氏は芦屋町職員として税務課長まで務められ、固定資産に精通され、人格、見識も申し分なく、委員として適任でありますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に、同意第7号の人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、現在の人権擁護委員であります松田義春氏の任期が、平成29年12月31日をもって満了となりますので、再度、同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。なお、松田氏の任期まで約まだ半年あるわけでございますが、法務局における人権擁護委員の選任手続に時間を要するため、本定例会において推薦同意を求めるものでございます。

松田氏は芦屋町職員として長年にわたり奉職され、人権問題にも精通され、人格、見識も申し分なく人権擁護委員として適任でありますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に、同意第8号から同意第15号の芦屋町農業委員会委員の選任同意につきましては、関連がございますので一括して説明させていただきます。

平成28年4月1日の農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法が公選制から、議会の同意を要件とする市町村長の任命制へと変更されました。これに伴いまして、芦屋町農業委員会の現委員の任期が、平成29年7月19日をもって満了となりますため、新委員の選考につきましては、地区の農業関係者からなります芦屋町農業委員会委員の候補者選考委員会を設置し、推薦・公募による候補者から、その経歴や農業に関する見識等を考慮し選出したものでございます。

同意第8号の芦屋町農業委員会委員の選任同意につきましては、現委員の任期満了に伴い、安高澄夫氏を農業委員として選任いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

安高氏は長年にわたり農業に従事される傍ら、遠賀郡農業協同組合代表理事組合長としても活躍され、人格、見識も申し分なく農業委員として適任でありますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に、同意第9号の芦屋町農業委員会委員の選任同意につきましては、現委員の任期満了に伴い、入江一博氏を農業委員として選任いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

入江氏は会社員として勤務される傍ら、北九州農業協同組合理事としても活躍され、人格、見識も申し分なく農業委員として適任でありますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に、同意第10号の芦屋町農業委員会委員の選任同意につきましては、現委員の任期満了に伴い、内海猛年氏を農業委員として選任いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

内海氏は長年にわたり芦屋町役場に奉職され、町議会議員としても活躍されており、人格、見識も申し分なく農業委員として適任でありますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に、同意第11号の芦屋町農業委員会委員の選任同意につきましては、現委員の任期満了に伴い、小田勝人氏を農業委員として選任いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

小田氏は長年にわたり岡垣町役場に奉職された後、農業に従事され、人格、見識も申し分なく農業委員として適任でありますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に、同意第12号の芦屋町農業委員会委員の選任同意につきましては、現委員の任期満了に伴い、重岡秀司氏を農業委員として選任いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

重岡氏は長年にわたり農業に従事され、芦屋町農業委員会委員としても活躍されており、人格、見識も申し分なく農業委員として適任でありますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に、同意第13号の芦屋町農業委員会委員の選任同意につきましては、現委員の任期満了に伴い、中山孝泰氏を農業委員として選任いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

中山氏は長年にわたり北九州農業協同組合に奉職された後、農業に従事され、人格、見識も申し分なく農業委員として適任でありますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に、同意第14号の芦屋町農業委員会委員の選任同意につきましては、現委員の任期満了に

に伴い、本田新氏を農業委員として選任いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

本田氏は長年にわたり農業に従事され、芦屋町農業委員会委員としても活躍されており、人格、見識も申し分なく農業委員として適任でありますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に、同意第15号の芦屋町農業委員会委員の選任同意につきましては、現委員の任期満了に伴い、松本健吾氏を農業委員として選任いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

松本氏は長年にわたり農業に従事され、粟屋農事組合長として活躍されており、人格、見識も申し分なく農業委員として適任でありますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上、簡単であります提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 小田 武人君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。日程第14、同意第6号から日程第23、同意第15号の各議案については、人事案件でございますので、この際、日程の順序を変更して、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。まず、日程第14、同意第6号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。

よって、同意第6号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第15、同意第7号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、同意第7号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第16、同意第8号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、同意第8号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第17、同意第9号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、同意第9号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第18、同意第10号については、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、内海議員の退席を求めます。

[1番 内海 猛年君 退場]

○議長 小田 武人君

お諮りします。日程第18、同意第10号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、同意第10号は、同意することに決定いたしました。

内海議員の入場を求めます。

[1番 内海 猛年君 入場]

○議長 小田 武人君

次に、日程第19、同意第11号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、同意第11号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第20、同意第12号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、同意第12号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第21、同意第13号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、同意第13号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第22、同意第14号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、同意第14号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第23、同意第15号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、同意第15号は、同意することに決定いたしました。

ただいまから、質疑を行います。

日程第13、議案第40号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第40号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。日程第13、議案第40号については、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

午前11時53分休憩

.....

午後0時15分再開

○議長 小田 武人君

再開します。

お諮りします。日程第13、議案第40号については、民生文教常任委員会に審査を付託しておりましたので、これを議題とし、審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

民生文教常任委員長に、審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 貝掛 俊之君

報告第12号、平成29年6月16日、芦屋町議会議長、小田武人殿、民生文教常任委員会委員長、貝掛俊之。

民生文教常任委員会付託議案審査結果報告書、本委員会は本日付託を受けた議案について、慎重審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第40号、芦屋中学校空調設備改修工事（設備その1）請負契約の締結について、満場一致により可決。

以上、報告します。

○議長 小田 武人君

以上で報告は終わりました。

ただいまから、審査結果の報告について質疑を行います。民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

日程第13、議案第40号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第13、議案第40号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。

よって、議案第40号は、原案を可決することに決定いたしました。

○議長 小田 武人君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて、平成29年芦屋町議会第2回定例会を閉会いたします。

長い期間の御審議、お疲れさまでございました。

午後0時18分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員